

平成30年不第15号 不当労働行為救済申立事件

申立人 東京南部労働者組合 外1名

被申立人 公益財団法人日本知的障害者福祉協会

報告書

令和3年5月31日

被申立人代理人

弁護士

頭書事件につき、以下のとおり聞き取り調査を行った結果を報告する。

日 時：令和3年5月19日（水）午後1時

相手方：[REDACTED]

聴取内容：末吉事務局長の[REDACTED]について

聴取結果：① 2017年2月から末吉氏の[REDACTED]している。

[REDACTED]としては、[REDACTED]から、[REDACTED]、
[REDACTED]というものであって、[REDACTED]
[REDACTED]である。

- ② [REDACTED]以外の通常の就労に関しては問題がない。
- ③ [REDACTED]を考えるだけで[REDACTED]ような状態である。
- ④ 現在の[REDACTED]ことになる。
- ⑤ [REDACTED]としては[REDACTED]が[REDACTED]するまでは[REDACTED]がよいと考えている。

以上